

建設業者のみなさまへ

守ろう建設業法

元請下請取引の適正化に向けて



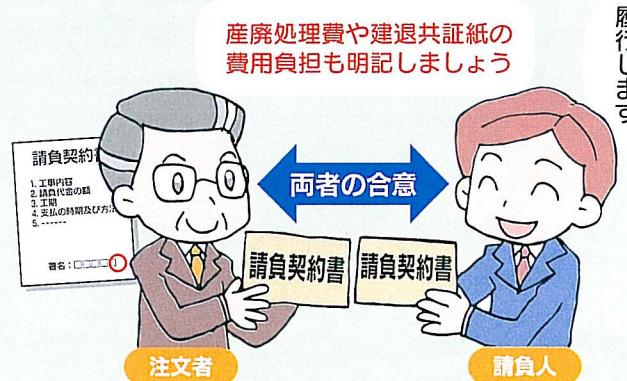
建設工事の請負契約の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

(第19条第1項)

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④前払金または出来高払の時期及び方法
- ⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑩注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法



契約は必要事項を書面に記載し、署名又は記入押印をして、相互に交付。



注文書、請書の場合

- 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合（通達）
- ①基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、上記①～⑭項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
 - ②注文書及び請書には、上記①～③（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
 - ③注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
 - ④注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

- 注文書及び請書の交換のみによる場合（通達）
- ①注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
 - ②基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、上記①～⑭項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載してください。

- ③注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④注文書及び請書の個別記載欄には、上記①～③（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤注文書及び請書の個別記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

基本契約約款を
忘れずに、と
署名・押印よし！

署名・記名押印OK！
割印もOK！



注文書にも請書にも、基本契約約款を添付。



不当に低い請負代金の禁止

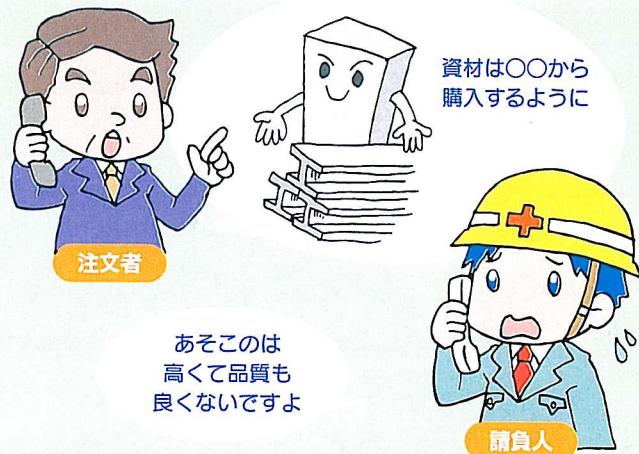
- 注文者は、自己の取引上の地位を不正に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはなりません。 (第19条の3)



請負人の保護と建設工事の的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不正に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはなりません。 (第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

下請負人の意見の聴取

- 元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞かなければなりません。
(第24条の2)



元請負人は、工程や作業方法等を定めるとき、あらかじめ下請負人の意見を聞くこと。

下請代金の支払

- 下請契約における元請負人は、出来形払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請負人に当該支払を受けた日から1カ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払うこと。 (第24条の3 第1項)



元請負人は、注文者からの支払後1カ月以内に下請負人に下請代金を全額支払うこと。

検査及び引渡し

- 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。

(第24条の4 第1項)

- 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。 (第24条の4 第2項)



今月の支払い締切は
終わったんで、来月末まで
待ってくれ。

それと、引渡しを受けるまで
完成物の現場管理は頼むよ。



完成の通知はとっくに
出してあるんですから
20日以内に検査して
もらわないと…



元請負人は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、
下請負人から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。
ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払期日等

- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。）に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。 (第24条の5 第1項)

- 特定建設業者である注文者は、受注者（特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）に対し、下請代金の支払につき、その支払い期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。
(第24条の5 第3項)

- 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くしなければなりません。 (通達)

□ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。 (通達)

- 下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。 (通達)

- 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から受注者に購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせてはなりません。 (通達)

留保分は3ヵ月後に
支払うから



約束手形



特定建設業者は、下請負人からの引渡し申出日から50日以内に
下請負人に下請代金を全額支払うこと。

このパンフレットに関するお問い合わせ

国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
TEL. 092-471-6331 (代表)